

1 . 平成 2 3 年度水道関係予算について

(1) 予算

公共予算（水道施設整備費）

平成 23 年度予算（案）における水道施設整備費は、他府省計上分を含めて 416 億円を計上しているが、これは一括交付金化の影響などにより昨年に引き続き大幅な減額（対前年度から 320 億円の減）となっているところである。内訳は、簡易水道等施設整備費に 169 億円、上水道等施設整備費に 247 億円、その他事業調査費などに 4 千万円となっている。

昨年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱において一括交付金の対象範囲の整理方針と実施手順が示され、投資に係る補助金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施するとされたことを受け、水道施設整備費補助についてはその対象として原則一括交付金化することと整理された。

その後、12 月 16 日に開催された第 9 回地域主権戦略会議において「地域自主戦略交付金」案が示され、都道府県分は平成 23 年度から、市町村分は年度間の予算額の変動性を勘案し平成 24 年度から一括交付金化を導入するとされたことを受け、水道施設整備費補助についても平成 23 年度から都道府県相当分を一括交付金化の対象とし、その予算は内閣府に他省庁の一括交付金の対象事業と合わせ一括して計上されることとなった。交付金の配分など、詳細な制度設計については、現在、内閣府の地域主権戦略室を中心に調整作業を行っているところであり、明らかに次第、速やかに各都道府県にお知らせすることとしたい。

また、一括交付金化後においても、必要な水道施設整備費を確実に確保するため、貴都道府県の関係幹部・部局の理解が十分に得られるよう、施設整備の必要性を説明する資料等の早めの準備をお願いする。

一方、平成 24 年以降に一括交付金を導入することとされている市町村（政令市、一部事務組合を含む）が行う水道施設整備については、対象事業の範囲や要件など、24 年度以降の予算編成過程の中で改めて議論を重ね、その方針を決めることとなっている。

なお、平成 23 年度予算（案）においては、一括交付金化という補助制度の大きな方向転換の影響もあり、補助金のまま平成 23 年度は存続する補助メニューについては、拡充や廃止などの制度改正は行わなかった。

○ 平成 23 年度予算案の概要

百万円(単位未満四捨五入)

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算額(案)	対前年度 増 減額
水道施設整備費	73,660	41,644	32,016
(簡易水道)	(21,188)	(16,898)	(4,291)
(上 水 道)	(52,435)	(24,707)	(27,728)
(補助率差額)	(0)	(6)	(6)
(事業調査費)	(37)	(33)	(3)

厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)計上分の総計
上水道の補助金のうち都道府県相当分については、内閣府計上の地域自主戦略交付金により対応

非公共予算

施設整備費を除く厚生労働省の施策展開のため新たに 23 年度実施する事業の経費として、以下の事業費について拡充および新規計上している。

○ 水道産業国際展開推進事業費(22 百万円 → 48 百万円)

新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)を踏まえ、アジア諸国における官民連携によるインフラ整備を支援するため、アジア各国の水道協会との連携による情報収集、海外ネットワーク機能の強化及び日本の水道技術の国際標準化に向けた取組の推進に必要となる調査検討経費を追加計上したところである。

○ 水道ビジョンフォローアップ調査費(0 百万円 → 22 百万円)

水道ビジョン策定から 7 年が経過し、水道事業を取り巻く環境にも変化が生じてきていることから、主に老朽化施設の更新に向けた戦略的対策の検討、水道施設の耐震化向上へ向けた新たな推進策の検討、水道システムにおける省エネルギー化推進策の検討の観点から、社会情勢の変化を踏まえつつ現状の調査・分析を行い、国、水道事業者、水道関係産業等が一体となって取り組むべき対策・施策をとりまとめ、新たな水道ビジョンを策定するために必要な調査検討経費を計上したところであり、これにより平成 24 年度には水道ビジョンの全面改定を予定しているところである。

(2) 水道施設整備費の執行

公共事業予算については引き続き厳しい状況が続いている一方で、今後、水道施設は大きな更新期を迎えるとともに、施設の耐震化の一層の推進が必要となっており、国庫補助も活用した計画的、積極的な施設の整備を進めていく必要がある。このような状況に加えて、平成 24 年以降の水道施設整備費の一括交付金化に係る動向も不透明であることから、平成 23 年度における国庫補助を活用した整備事業については、例年以上に事業の前倒し施工等、積極的な検討・対応をお願いしたい。

また、厚生労働省では、予算執行の適切性や透明性の確保並びに効率性の向上を図ることを目的とした「予算監視・効率化チーム」が平成 22 年から省内に設置され、個々の予算の執行状況について厳しいチェックが行われているところである。このため、事業の中止等により多額の不用を計上するなど交付額と執行額に大きな乖離があった場合や執行時期が予定より大幅に遅延した場合などには厳しく理由を求められる上、将来の予算措置にも影響を与えるおそれが考えられることから、補助事業の計画的で確実な執行をお願いする。

(3) 指導監督事務費

指導監督事務費は、水道施設整備事業の円滑な運営及び適正な実施を図ることを目的とし、水道施設整備事業に伴う都道府県の指導監督事務の実施に係る経費を対象としているものである。

近年、会計検査院による会計検査のほか、各道府県における自主検査により不適正な処理事例が数多く発覚している。目的外支出であることが確認されたものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条に基づく取消処分の手続きを行っているところである。今後とも、目的外の支出が行われることのないよう厳に適正な事務処理をお願いする。

なお、当省会計課から今後本事務費の早期執行に努めるよう強い指摘を受けたことから、平成 23 年度からは、交付決定時期を前倒しすることとしているので、これに伴う事務依頼についてよろしく願います。

(4) 国庫補助事業の早期契約締結

公共事業施行状況調査については、毎月、報告をお願いしているところであるが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められていることから、平成 23 年度においても補助事業の早期実施、具体的には 9 月までの上半期での契約締結を行うよう、補助事業者に対する周知について、特段のご配慮をお願いする。